

中小建設業の維持に配慮した建設生産システムのあり方に関する研究(最終)

平成27年6月4日

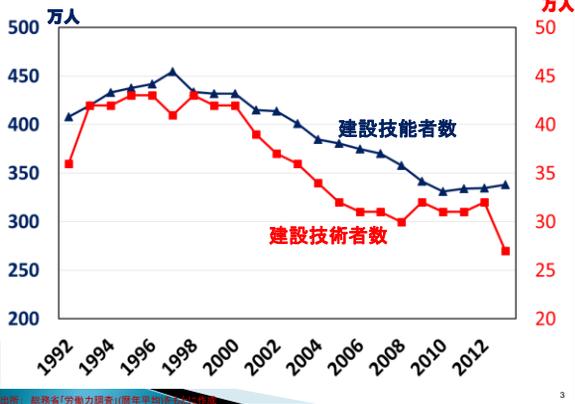
木下 誠也

営業利益率の推移



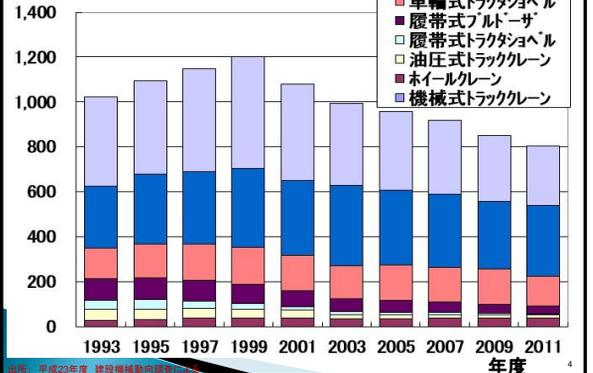
出所：財務省法人企業統計により作成

建設技術者および建設技能者数の推移



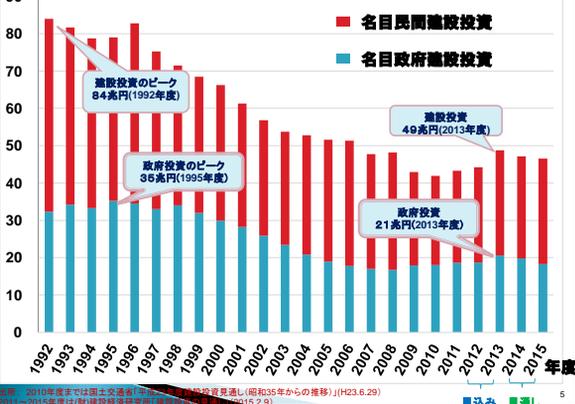
出所：建設労働力調査(国土交通省)により作成

主要建設機械の推定保有台数の推移



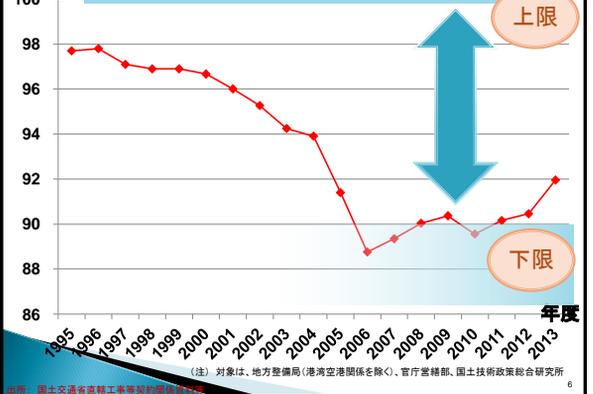
出所：国土交通省 建設機械保有台数調査

名目建設投資の推移

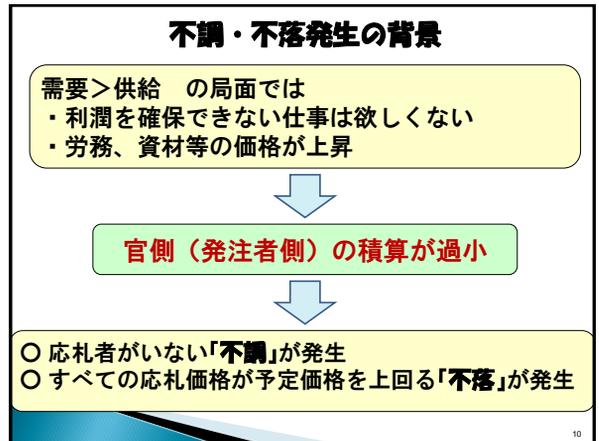
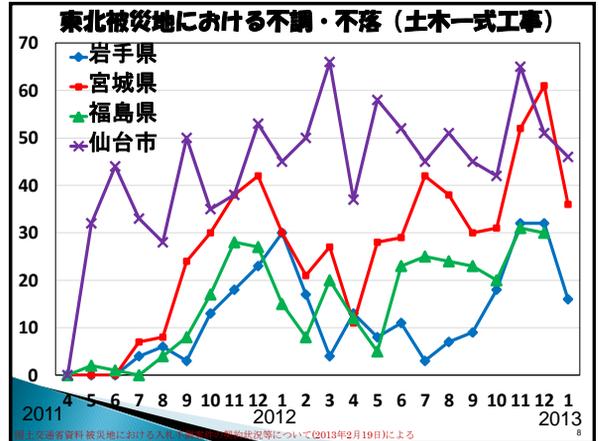
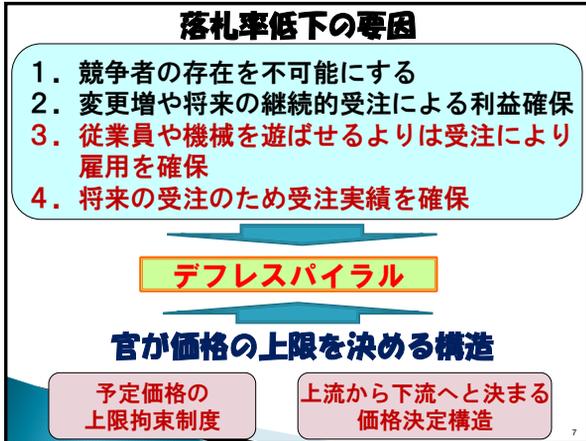


出所：2010年度までは国土交通省「建設投資の推移」(昭和35年から) (H23.6.29) 2011年度は国土交通省「建設投資の推移」(H23.6.29) 2012年度は国土交通省「建設投資の推移」(H23.6.29)

落札率の推移(国土交通省直轄工事)



(注) 対象は、地方整備局(港湾空港関係を除く)、官庁営繕部、国土技術政策総合研究所



- ### わが国の会計法・地方自治法の特徴
- ① 公告して競争を行うこと（一般競争）を原則
 - ② 買い入れと売り払いが同じ扱い
 - ③ 交渉手続きを定めていない
 - ④ 価格の制限（予定価格）を必ず定める
 - ⑤ 落札基準は最低価格を原則とする
- (注) H17 公共工物品質確保法制定

- ### 公共調達改革の論点
1. 予定価格上限拘束の撤廃
(随意契約・契約変更の際も同様)
 2. 交渉方式を含む多様な方式の導入
交渉方式・Framework Agreement
 3. 発注者の体制の確保
発注者の評価・資格制度
 4. 価格決定構造(社会構造)の改変
価格を決めるのは官でなく民(市場)

発注者責任

1998
品質行動指針

2000
責任態とり
まとめ

2005
品確法

2014
品確法改正

**公正さを確保しつつ良質なモノを
低廉な価格でタイムリーに調達し
提供する責任**

施工技術の維持向上、
災害対応を含む地域維持、
適正な利潤の確保の観点

品質確保の担い手の
中長期的な育成・確保

完成後適切な維持管
理を行う責任

13

公共工物品確法改正のポイント

○ **予定価格上限拘束の問題** 適正な利潤を確保
することができるよう

■ 第7条(発注者の責務)第1項第1号

「…、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」

経済社会情勢の変化を勘案し、

■ 第7条(発注者の責務)第1項第3号

「…適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止…」

■ 第7条(発注者の責務)第1項第5号

「…、適切に設計図書の変更及び…変更を行うこと。」

○ **交渉方式を含む多様な方式の導入**

■ 第18条(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

■ 第20条(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

14

○発注者の体制の確保など

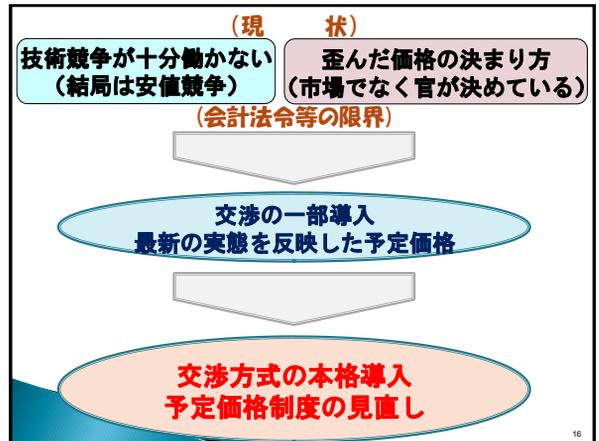
- ① 発注者が発注関係事務を適切に実施することが困難か否かについて発注業務の専門家からなる第三者機関が判断。
- ② 発注者及び受注者の技術力を評価するための資格としては、民間資格を含め積極的に活用。民間資格等の活用にあたっては、専門家からなる委員会等の意見を聞く。

■ 第3節(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等)第21条～第24条

第22条 「国は、…発注者を支援するため、…発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。」

第24条第3項 「国は、…資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

15



各国の中小建設業・地元業者対策

日本

- 中小企業基本法(1963)、官公需法(1966)
- A,B,C等の等級区分
- 競争参加資格または総合評価における地域要件

ヨーロッパ

- 中小企業振興策(各国)
- 職人に対する優遇策(フランス)
- 政府調達における中小企業優遇策(ドイツ)

アメリカ

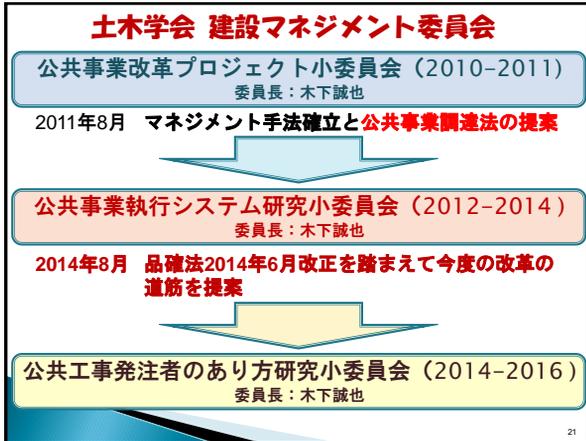
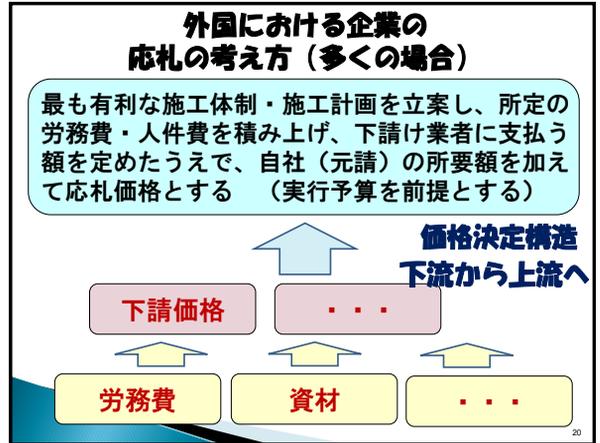
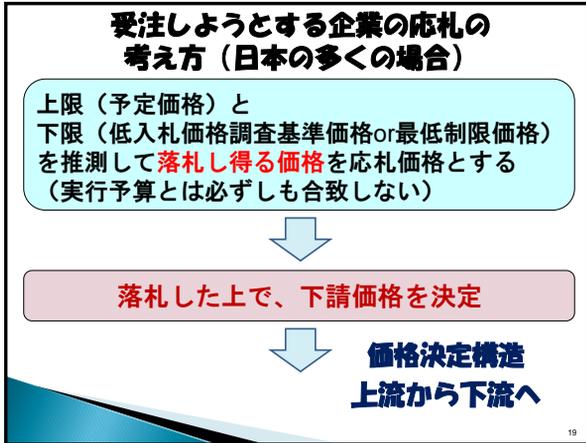
- 小規模事業者法(Small Business Act)
- 州内企業優遇策(各州)
- 地元企業優遇策(各市)

17

アメリカの公共工事における元請と下請の関係

- 元下間における上下関係はなく、下請の自立性は高い
- 元下間でリスクを分担し、お互いの権利や責任は明確化されている
- 元請は入札の直前までに下請から見積もりを取りそれに基づいて下請を選定した上で応札する
- 再下請の制限はないが、コストや管理上の問題から下請次数は少ない
- 建設会社は、地域ごと職種ごとに存在するユニオンと契約し、所属の作業員を使って工事を行う。
- 直雇による自社施工の割合が決められているため元請はユニオン所属の作業員を自社の従業員とし施工機械は自ら保有しようとする

18



ご静聴ありがとうございました

m(。・ε・。)m

22